

## ～ 「身体障害者手帳」 交付申請のご案内 ～

身体障害者手帳とは、身体に障害（永続する障害もしくは治ることが極めて難しい障害）をお持ちの方に対して交付されるもので、各種の助成や優遇制度の福祉サービスを受けるために必要となるものです。交付には、下記の書類を揃えて市の社会福祉事務所に提出してください。当事務所を通して宮城県リハビリテーション支援センターに申請し、審査の上、認定されれば手帳が交付されます。 ※交付までに通常1ヶ月程度かかります

障害の種別（肢体不自由、視聴覚障害、内部障害等）や程度（重い順に1級から6級まであり）に応じて、さまざまな助成の制度があります。助成等の種類については、交付された手帳をお渡しする時に詳しくご説明いたします。

### 1. 初めて手帳の申請をする方 <交付申請>

①手帳交付申請書（診断書等を準備してから窓口で書いてもらいます）

②身体障害者診断書（身体障害者福祉法により指定を受けた医師のもの）

※①、②は当事務所に用意してあります。

③顔写真—2枚

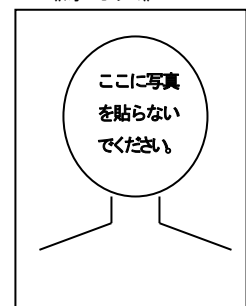
1年以内に撮影した本人の証明写真（たて4cm × よこ3cm）

※ 脱帽にて上半身を写したもの（白黒写真は可、普通紙やコピーは不可）

④個人番号（マイナンバー）

個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票

《原寸大》



4  
c  
m

3 cm

### 2. 障害程度が変わった方、手帳を紛失・破損された方 <再交付申請>

①手帳再交付申請書（診断書等を準備してから窓口で書いてもらいます）

②身体障害者診断書（身体障害者福祉法により指定を受けた医師のもの）

※ 紛失・破損による再交付の場合、診断書は必要ありません。

※ ①、②は当事務所に用意してあります。

③顔写真—2枚

1年以内に撮影した本人の証明写真（たて4cm × よこ3cm）

※ 脱帽にて上半身を写したもの（白黒写真は可、普通紙やコピーは不可）

④個人番号（マイナンバー）

個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票

⑤（現在お持ちの）身体障害者手帳 ※紛失の場合は必要ありません。

☺手帳の申請は本人名で行います。ただし15歳未満の方は保護者が申請者（交付者）となります。

☺居住地や氏名が変更になったときや死亡したときは、社会福祉課に届け出ください。

—お問合せ先—

角田市社会福祉課 障害福祉係 ☎ 0224-61-1185